

中小企業等による感染症対策助成事業について

中小企業等による感染症対策助成事業は、都柔整事務局から当該事業所へ一括申請することで、

「申請→書類審査→交付決定→取組実施→実績報告→完了検査→助成金額確定 →助成金請求→助成金交付」の流れの内、

「申請→書類審査→交付決定」まで をスムーズに行うことが期待できます。

活用を希望する会員は都柔整事務局に申請書類をお送りください。（※委託業務ではないので手数料等は発生しません。）

また、昨年「新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン等に基づく対策 実行支援事業」を活用した場合でも、

昨年の助成対象と内容が異なるものの申請 であれば、今回の「令和2年度 中小企業等による感染症対策助成事業」の対象

になりますので、併せてご案内申し上げます。詳細については、下記 URL からお願いします。

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/kansentaisaku.html>